中央公園ファミリープールエリア（仮称）指定管理業務仕様書

１　管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、中央公園ファミリープールエリア（仮称）（以下「ファミリープールエリア」という。）を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、本市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

⑴　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）並びに、広島市公園条例（昭和３９年広島市条例第１８号）及び条例施行規則等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。

⑵　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年広島市条例第４号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。また、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。

⑶　ファミリープールエリアに関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成１３年広島市条例第６号）の趣旨にのっとり、本市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。

⑷　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）及び広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和２年広島市条例第１６号）に基づき、本市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮をしなければならないこと。

⑸　公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

⑹　事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。

⑺　利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。

⑻　省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。

⑼　本市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

２　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　ファミリープールエリアの管理運営に関すること

ア　有料公園施設の利用許可等

(ｱ)　利用の受付及び許可

a　有料公園施設（プール施設及び屋内遊び場等施設）の利用の受付及び許可をすること。

(ｲ)　利用の不許可、許可の取消し及び入園拒否等

a　有料公園施設の利用の不許可に関すること。

b　有料公園施設の利用の許可の全部もしくは一部の取消し、利用方法の制限又は利用の停止に関すること。

c　入園の拒否又は退去に関すること。

⒜　人から人に感染させるおそれのある感染症を有する者及び泥酔者など、他の利用者に著しい不安や支障、悪影響を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、入場をさせないこと。プールゾーン内に該当する者を発見した場合は、注意、利用停止の指示、場外への誘導等、適切な対応を講じること。

イ　利用料金の収受等（駐車場の利用料金については、２⑴オ「駐車場等の管理」のとおり。）

(ｱ)　利用料金制の採用

中央公園の管理については、地方自治法第２４４条第８項により、有料公園施設の使用に係る料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用する。

(ｲ)　利用料金の額

利用料金の額は、広島市公園条例別表第２に定める範囲内において、指定管理者が広島市長の承認を得た上で決定する。

なお、利用料金は前納とする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(ｳ)　利用料金の減免・返還

指定管理者は、広島市公園条例第９条の２の規定により、指定管理者が基準を定め、広島市長の承認を受けた上で、利用料金を減免又は返還することができる。なお、別表の「減免基準に盛り込まなければならない項目」については、減免の基準に必ず盛り込むこと。

(ｴ)　利用料金収入の引継ぎ

利用料金の収入は施設の使用に供する年度の会計に属するものとする。

このため、指定期間の最終年度において、次年度の使用に係る利用料金（前納利用料金）を収納した場合は、次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

(ｵ)　キャッシュレス決済の導入

利用料金の収受に当たっては、指定管理者において決済代行業者と契約を締結の上、キャッシュレス決済を導入すること。また、決済手段はクレジットカード、電子マネー、ＱＲコードの全てに対応することとし、収支計画書は、これらの費用を考慮した上で作成すること。

なお、決済端末を自主事業の対価の支払いに使用することは可能であるが、自主事業に係る運用経費は指定管理者の自主財源により賄うこと。

ウ　プール施設の管理運営

(ｱ)　安全管理業務

a　プール施設における事故を未然に防ぐため、適切な管理体制の整備、監視員等の教育訓練、利用者への情報提供に努めること。

b　利用者が安心・安全に遊泳できるようにするため、プールの水域をくまなく監視するよう監視員を適切に配置すること。なお、監視員の採用に当たっては、一定の泳力を有する者とし、配置に当たっては十分な研修を行うこと。

c　救護員をプールサイド等の適切な位置に相当数配置すること。なお、救護員は応急訓練を受けた者とする。この場合、応急医務の訓練を受けたスイミングクラブの指導者や監視員等でプール内又はプールサイドにいる者は救護員とみなしてさし支えない。

d　利用者への注意事項、利用時間、プールの見取り図等を利用者の見やすい場所に掲示すること。

e　単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。

f　天候や水温、気温、事故、トラブル等に配慮し、遊泳に適さないと判断する場合は、速やかに遊泳を中止すること。

(ｲ)　管理運営業務

a　業務施行に際しては、公益社団法人日本プールアメニティ協会発行の「水泳プール総合ハンドブック」（平成２４年２月発行）に準じて行い、安全対策については、「プールの安全標準指針」（平成１９年３月文部科学省及び国土交通省）を踏まえて行うこと。

b　適切なプール運営を行うとともに、良好なプール環境と良質のサービスを提供するた

め、以下のことを行うこと。

① 総合運営管理（プール運営に係る業務全般の総合管理）

② 総合案内（総合案内所の運営：案内、落し物、苦情対応、迷子の受付等入園者のあらゆる事象への対処）

③ 園内巡回（総合案内の一環として園内を移動することで、事件やいたずらの発生を未然に防止し、園内の安全と秩序を保つ。）

④ ロッカー管理（ロッカー及び更衣室の管理を行い、防犯及びトラブルの防止を図る）

⑤ 入退園管理（出入口周辺における入園料収受、接客案内、人員整理）

⑥ 駐輪場管理（駐輪場の監視及び案内整理）

⑦ 開園準備（開園前の日常点検、清掃、備品器具類の据付、園内装飾品の設置等）

⑧ 閉園収納（閉園後の清掃、開園中に使用した備品器具類の解体撤去、収納）

⑨ 水質管理（遊泳用プールの衛生基準について（平成１９年５月２８日付健発第０５２８００３号厚生労働省健康局長通知）に定められた基準を充たすべく必要な衛生管理を実施し、良好な衛生環境を保つ。）

⑩ 管理棟清掃（管理棟内の清掃を行い、良好な執務環境の維持を図る。）

⑪ プール施設管理棟の機械警備（通年）

機械警備を基準として、異常発生時に速やかに対応できるように体制を整えること。また、機械警備機器の正常な機能を維持するために月１回の保守点検を行うこと。

c 急病、事故、犯罪、災害等発生時及びその他の異常発見時の初期対応を行うこと。また、これらに対応できる体制を確立すること。

d 鍵の受け渡し、保管及びその記録を行うこと。

(ｳ) 仮設プール設置運営業務

a 利用の対象年齢や利用人数に注意して、必要な安全対策、利用者への指導及び利用制限等を行うこと。

b 安全確保上、強風等によって利用が困難と判断される場合は、運用停止等の必要な措置を講じること。

c 撤去・収納に当たっては、次の利用シーズンに支障がないように、清掃、劣化防止策及び点検等を適切に行うこと。

d 仮設プールは、常設プールと比較して、耐用年数が短いことから、事業期間中に必要な更新を実施すること。

エ 屋内遊び場等施設の管理運営

(ｱ) 安全管理業務

a 屋内遊戯施設の開館時間を通し、親子等が安全に安心して、遊具等を使って自由に遊ぶことができる場所を提供すること。

b 施設利用者が安心して利用できるよう、定期的に巡回し見守りを行い、必要に応じて声かけ等を行うこと。

c 状況に応じて、特に危険と認められるときは遊具等の使用を中止するなど適切に安全管理すること。

d 障害を持つこどもや保護者等が安心・安全に利用できるよう、必要に応じて遊びの支援や適切な声かけ等の配慮を行うこと。

e こどもの遊び方によって危険が伴う遊具等の利用上のルール作りが必要なもの等を除き、こどもの自主的な遊びによる発達を促す観点から、遊び場の利用に係る禁止事項は可能な限り少なくするよう努めること。

f　遊具等の劣化及び損傷を最小限に収めるよう努めること。

(ｲ)　管理運営業務

a　開館時間中、適切な場所に受付案内担当者を配置すること。また、受付カウンターを設置するなど、利用者が入館時にわかりやすい場所又は方法で業務を行うこと。

b　利用者に対するサービス提供の水準を維持・向上するために、配置職員については、必要な研修を行った上で業務に従事させること。

c　屋内遊び場等施設において、こどもがダイナミックな遊びを楽しむことができるよう配慮すること。また、こどもの主体性や意欲を引き出すよう工夫すること。

d　こどもが主体的に創作活動に取り組めるよう、様々な素材や道具を分かりやすく配置し、可能な限り利用者が自由に利用することができる環境を整えること。

オ　駐車場等の管理

施設の敷地内に整備する駐車場等について、使用者が安全で快適に使用できるよう管理を行うこと。

(ｱ)　駐車場の概要

a　台数

「建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「附置義務条例」という。）」に基づく必要な台数

※　附置義務条例を超える台数の有料駐車場の設置に係る提案については、広島市が求める施設の設置及び要求水準を全て充足する場合にのみ可能とする。なお、附置義務条例を超える部分については、自主事業により実施するものとする。

b　供用日・供用時間

広島市と協議の上、決定する。

(ｲ)　標識、ゲート、自動精算機等の設置

a　指定管理者が有料公園施設として駐車場を整備する場合は、使用者の利便向上を図るため、広島市の承認を得て、指定管理区域内に標識、ゲート及び自動精算機等の設備機器等を設置すること。

b　標識は、次に掲げる事項を明示すること。

(a)　利用料金（駐車料金）の額

(b)　供用時間

(c)　駐車料金の徴収方法

(d)　駐車をすることができる自動車

(e)　その他駐車に関し必要と認められる事項

(ｳ)　利用料金（駐車料金）の収受等

a　利用料金制の採用

駐車場の管理については、地方自治法第２４４条の２第８項により、公の施設の使用に係る料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用する。

b　利用料金の額

指定管理者が有料駐車場を整備する場合は、広島市公園条例別表第２に定める範囲内において、指定管理者が広島市長の承認を得た上で決定する。

なお、利用料金の額を変更する場合は、新料金の施行に当たって、一定の周知期間を設けるなど適切な対応を行うこと。

c　利用料金の徴収方法

自動精算機により利用料金を徴収する。

なお、利用料金の前納又は後納等その他の徴収方法については、指定管理者において基準を定めること。

d　利用料金の減免・返還

指定管理者は、広島市公園条例第９条の２の規定により、指定管理者が基準を定め、広島市長の承認を受けた上で、利用料金を減免又は返還することができる。なお、別表の「減免基準に盛り込まなければならない項目」については、減免の基準に必ず盛り込むこと。

(ｴ)　その他

a　使用者が多いときなど必要に応じて、車両の監視、誘導等安全管理、混雑解消等の対応を行うこと。

b　駐車場等の美観を維持し、常に清潔に保つこと。

c　指定管理業務区域内に放置されている自転車等の車両について、広島市が別途行う指示に基づいて放置車両撤去に係る警告書の添付、放置車両の整理、台数の報告、及び撤去作業に係る調整等を行うこと。

カ　公園利用者への指導・啓発、案内及び苦情・要望への対応

(ｱ)　施設の利用等について、利用者、住民等から苦情や要望があった場合は、柔軟かつ適切な対応をするとともに、必要に応じてその内容、経過を記録しておくこと。

住民の生活環境に関わる内容や、指定管理者が対応すべき範囲を超える内容の場合などは、内容、経過の記録とともに速やかに広島市へ報告し、対応について協議すること。

(ｲ)　公園利用者の利用マナー向上に向けた指導・啓発を行うこと。

(ｳ)　施設、設備等の利用方法を指導すること。

(ｴ)　利用の促進を図るため、パンフレット作成・配布、ホームページの作成・更新、ＳＮＳを活用した情報発信等の宣伝広報を行うこと。

(ｵ)　電話での問合せや施設見学・視察などについて、適切に対応すること。

(ｶ)　中央公園の他の管理者と連携し、中央公園全体の案内を行うこと。

(ｷ)　施設内で拾得物の発見、届出があった場合は、拾得物保管表に記入し、適切に保管・処理すること。

キ　利用促進策の実施

中央公園ファミリープールエリアの利用促進を図るため広島市が設定している以下の目標数値(基準値）を達成するための利用促進策を実施すること。

【広島市の目標数値（基準値）／年度ごと】

区分	プール施設	屋内遊び場等施設
来園者数	１０５，０００人	１００，０００人

ク　災害時の対応

(ｱ)　災害発生時等における対応

a　気象台から警報・注意報等が発令された場合には、事前に備品等の固定・収納などの必要な措置を行い、台風などの災害に備えること。また、天候等の回復後は園内を巡視し、被害の有無を確認し、速やかに広島市に報告を行うとともに、二次災害を引き起こさないよう適切に措置をとること。

(ｲ)　緊急時及び事故発生時等の対応

夜間などの緊急時には、指定管理者は応急処置を行う必要があるので、緊急連絡網を整備するなど、緊急時の体制を整えておくこと。また、公園内において事故等が発生した場合は、所轄の警察署や消防署等の関係機関に速やかに連絡するとともに、広島市に対しても速やかに

報告すること。

(ｳ) その他

指定管理者は、災害時及び緊急時の対応について計画を定め、広島市の承認を得ること。また、年に２回程度防災訓練を実施すること。

⑵ ファミリープールエリアの維持管理に関すること

ア 施設管理

(ｱ) 共通事項

a 施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

b 施設を常に清潔に保ち、かつ、使用者が安全で快適に使用できるよう管理運営し、関係法令に定める基準を充たすこと。

c 設備等の性能・機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品・消耗品等の更新を行うこと。

d 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれの管理を行うこと。

e 公園施設の維持管理業務は、広島市（都市整備局緑化推進部）制定（平成２３年１月制定、令和８年１月改訂）の「公園緑地等維持管理標準仕様書」に準じて実施すること。（広島市ホームページに掲載）

f 遊具については、国土交通省が作成した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第３版）」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」「公園施設の安全点検に係る指針（案）」「公園施設長寿命化計画策定指針（案）健全度調査・判定事例集」及び一般社団法人日本公園施設業協会が作成した「遊具の安全に関する規準ＪＰＦＡ―ＳＰ―Ｓ２０２４」を参考に、一般社団法人日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」及び「定期点検表」に基づいて公園施設製品安全管理士、公園施設点検管理士、公園施設製品整備技士、公園施設点検技士のいずれかの資格を持った者が点検を行うこと。

イ 建築設備保守管理業務

建築設備保守点検業務の対象範囲は、以下の各種設備とする。

電気設備	機械設備	
	空気調和設備	給排水衛生設備
電灯・コンセント設備	空調設備	衛生器具設備
受変電・発電設備	換気設備	給水設備
幹線動力設備		給湯設備
情報通信設備		排水設備
入退場管理設備		ガス設備
放送拡声設備		消火設備
火災報知設備・防火排煙設備		プール循環ろ過設備
防犯管理設備		
誘導支援設備		

(ｱ) 運転・監視

a 設備保守点検は施設の内外を関わらず各施設を巡回し、修理・改善箇所、清掃等に気を配り、施設の維持管理に努めること。

b 諸室の用途及び気候の変化等を勘案し、利用者の快適性を考慮に入れて、適正な操作によって各設備を効率よく運転、監視すること。

c　転時期の調整が必要な設備に関しては、市と協議して運転期間・時間等を決定すること

d　各設備の運転中、操作又は使用中及び点検作業中に障害となりうるものの有無を確認し、発見した場合は除去もしくは適切な対応を取ること。

(ｲ)　法定点検

a　各設備の関係法令の定めにより点検を実施すること。

b　点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

(ｳ)　定期点検

a　各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検を実施すること。点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

b　劣化等について調査、診断及び判定を行い、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により迅速に対応すること。

ウ　清掃業務

(ｱ)　共通

a　業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は関係法令等に準拠し慎重に管理すること。

b　作業においては電気、水道及びガスの計画的な節約に努めること。

c　業務に使用する資材・消耗品は、品質保証のあるもの（JIS マーク商品等）の使用に努めること。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達物品の使用等地球環境に配慮した物品の使用に努めること。

d　全ての清掃作業担当者は、職務にふさわしい統一された服装で業務を行うこと。

e　施設で発生するゴミ等の廃棄物は、市の指定する方法に従い、適切に搬出・処分すること

(ｲ)　プール施設

a　プール開園前準備として、プール本体、プールサイド等の清掃等を行うこと。

b　プール営業期間中は、利用者が快適、安全に遊泳できるように、毎日開園前に日常清掃を行うこと。

c　プール、プールサイド、日陰エリアについては、衛生面や安全面に配慮し、清掃を行うこと。

(ｳ)　その他（管理施設、屋内遊び場等施設共用部、屋外遊び場、園路、外構等）

a　随時、施設及び区域内のゴミや汚損・危険物の清掃を行い、利用者が安全、安心、快適に施設を使用できる環境を確保すること。

b　定期的に各種サイン、案内板等の板面清掃を行うこと。

c　随時、ベンチ、テーブル、手すり等の清掃を行うこと。

d　トイレについては、随時に清掃を行い、常に清潔に保つこと。また、トイレットペーパー、石鹸、汚物処理袋等の随時補給、取り替えを行うこと。

e　落葉期は、園路や周辺施設を中心に、特に利用者の安全に配慮し、清掃を行うこと。

エ　警備業務

(ｱ)　犯罪・事故等の未然防止に努めるため、本施設の用途、規模、開業時間及び利用状況等を勘案し、利用者の安全性も考慮に入れた適切な警備計画を立て、本市の確認を得ること。

(ｲ)　本事業範囲内における盗難等の事故又は負傷等の事故の発生を警戒、防止するため、警備業務は、365 日 24 時間対応とすること。

(ｳ)　防災設備及び各種警報機器等の管理を行い、日頃から警報の不発信等の未然防止を図ること。

(ｴ)　火災等の緊急時には、適切な初期対応をとるとともに、関係諸機関への通報・連絡等を行うこと。

(ｵ)　関係者不在時の施設警備（緊急時に 30 分以内で現場に到着できる体制の整備を含む。）を行うこと。

(ｶ)　必要に応じて警備員への適切な指導・研修を行う体制を整えること。

(ｷ)　業務着手に当たって作成する警備計画書には以下に示す事項を記載し、年度ごとに見直しや更新を行うこと。

警備業務の実施に当たって警備計画書に記載すべき事項
・　業務実施方針 ・　実施体制（担当者等） ・　業務工程（警備業務の工程管理に必要な事項を記載する） ・　業務計画（警備員及び監視カメラ等の配置、監視及び巡回等の時期、時間帯、頻度、方法及び内容等、緊急時の対応等を含む実施内容等を記載する） ・その他警備業務を実施するための計画に関して必要な事項

オ　外構・植栽管理業務

公園内の植栽の剪定や除草などの維持管理作業に当たっては、来園者の公園利用と安全性を確保しつつ、必要な作業を適切な時期や方法を選び実施すること。また、植栽を良好な状態に保つことができない恐れがある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は、良好な状態を保つために必要な処置を講じること。

カ　プールの水質管理業務

(ｱ)　「遊泳用プールの衛生基準（平成 19 年 5 月）厚生労働省」に基づいて、衛生管理者を必須で配置すること。なお、衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生ついての知識及び技能を有する者とすること。なお、管理責任者と衛生管理者を同一の者が兼ねることは可能とする。

(ｲ)　「プール管理日誌」を作成し、利用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等の記録並びに評価等に関する書類、関係官公庁等への報告書その他の書類を作成すること。

(ｳ)　測定、検査、調査その他の活動によって、特に改善を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度、管理責任者及び市に報告すること。

(ｴ)　常にプール水の消毒を行い、プール水の管理を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で、均一になるよう管理すること。プール水の温度は、利用者が快適に利用できるよう適切な水温の管理を行い、温度が均一になるよう配慮すること。

(ｵ)　浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を以下の水質基準に定める水質に保つこと。また、新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。

水質基準（厚生労働省健康局長 平成 19 年 5 月 28 日）	
水素イオン濃度	pH 値 5.8 以上 8.6 以下であること。
濁度	2 度以下であること。
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下であること。
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L 以上であること。また 1.0mg/L 以下であることが望ましい。
二酸化炭素濃度(塩素消毒に変えて二	0.1mg/L 以上 0.4mg/以下であること。

水質基準（厚生労働省健康局長 平成 19 年 5 月 28 日）	
酸化塩素により消毒を行う場合）	
亜塩素酸濃度	1.2mg/L 以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
一般細菌	200CFU/mℓ以下であること。
総トリハロメタン	暫定目標値としておおむね 0.2mg/L 以下が望ましい。

(ｶ)　利用者に、遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせ、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。また、唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水に唾液やたん等を吐かせないこと。

(ｷ)　利用者の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるように管理すること。また、水着その他直接肌に接するもので利用者に貸与するものは、予め消毒し、清潔にしておくこと。不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。

(ｸ)　他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにさせること。

キ　備品管理

(ｱ)　指定管理者は、広島市の備品については広島市物品管理規則をはじめ、関係法令に基づき適正に管理すること。広島市の備品を使用する上で必要となる消耗品やメンテナンスに要する経費は、指定管理者の費用負担とする。

(ｲ)　本市の備品を施設の運営に支障を来さないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに修繕などの措置を行うこと。

(ｳ)　公園の管理運営のために新たな備品が必要となった場合、指定管理者は、あらかじめ広島市と協議の上、指定管理料等のファミリープールエリアの管理運営に係る収入により備品を購入することができる。

※　備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が５万円以上の物品をいう。

ク　施設修繕

(ｱ)　応急の修繕

a　施設・設備等が破損し、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討を行い応急の修繕を実施すること。

b　修繕の実施に当たっては、原則、費用が一件当たり１００万円未満の修繕については指定管理者が、一件当たり１００万円以上の修繕については広島市が実施し、それぞれが費用を負担する。ただし、１００万円以上の修繕においても、指定管理者の負担により実施することも可能とする。

(ｲ)　計画的な修繕

a　施設・設備等が破損した場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応できるものについては、原則として毎年１回、広島市が別途指示する時期に項目、内容、方法、金額及び優先順位等を整理し、広島市に報告すること。

b　広島市は、前記ａの結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、広島市及び指定管理者は、「５　リスク分担」による区分により、次年度以降に修繕を実施するものとする。

(ｳ)　修繕内容の記録

a　修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するための参考とするため、別に定める修繕台帳に記載し、修繕箇所の写真を添付すること。

また、修繕台帳の写し、設計書及び写真等については、事業報告書の提出と併せて広島市に提出すること。

⑶　その他の業務

ア　暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

(ｱ)　広島市暴力団排除条例及び別紙１「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

(ｲ)　広島市暴力団排除条例及び別紙１「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

イ　その他

(ｱ)　使用許可に係る手続や日常的な施設・設備の運営管理などについて詳細を記載した「管理運営マニュアル」を整備すること。

(ｲ)　指定管理者は、施設の使用規程その他管理に関する規程等を定める場合は、本市に報告し、承認を得ること。

３　管理の基準

ファミリープールエリアにおいては、下記の有料公園施設以外は供用日及び供用時間を定めていないため、特段の理由がない限り、有料公園施設以外は年間を通じて、終日、人の往来が可能な状態とすることを基本とする。ただし、屋外トイレなどの夜間等の利用については、広島市と協議の上、決定する。

⑴　有料公園施設

施　設　名	供　用　日	供用時間
プール施設	７月１日から８月３１日まで	午前９時から午後６時まで （入園は午後５時まで）
屋内遊び場等施設	１月４日から１２月２８日まで	午前９時３０分から 午後５時まで
駐車場	１月１日から１２月３１日まで	午前零時から 午後１２時まで

⑵　特記事項

有料公園施設の供用日及び供用時間については、広島市と協議の上、変更することができる。

４　リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
賃金水準及び物価水準の変動※1	○	○
需要の変動※2	○	○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※3	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※１　「指定管理料スライド制度の手引」に基づき対応する。

※２　需要の変動による利益とリスクを双方で分担するためにプロフィットシェア・ロスシェアを適用する。

※３　大規模な修繕は１件当たりの費用が原則１００万円以上のものとし、これに該当するか否かは、個別に本市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には本市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする。

５　自主事業

⑴　利用者の利便性向上のための自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、利用者の利便を向上及び施設の利用促進を図ることを目的とした事業（自動販売機、売店、食堂等）を公園内で実施することができる。

なお、次のア及びイに掲げる事業については必ず行うこと。

ア　プール施設内の飲食施設

指定管理者は、プール施設内において管理棟等を活用して、プール施設の利用者へ飲食・物販等の提供を行うこと。

イ　中央公園全体のエリアマネジメント業務

中央公園内には、これまで広島県立総合体育館や、ひろしま美術館等の様々な施設が立地しているほか、近年、広島サッカースタジアムや旧広島市民球場跡地イベント広場、中央公園広場エリア及び広島城三の丸のにぎわい施設など、多くの公園施設が民間活力を活用して整備されている。こうした中央公園内の各施設が連携し、共同イベントの開催や各種広報など、中央公園全体の魅力向上に向けた取組が求められていることから、令和４年７月に広島市中央公園エリアマネジメント協議会（以下「エリマネ協議会」という。）、令和８年５月に一般社団法人ひろしまセントラルパーク（以下「セントラルパーク」という。）が設立された。

指定管理者は、指定期間においてエリマネ協議会及びセントラルパークの構成員として参画し、中央公園全体の魅力向上に向けた取組を行うこととする。

なお、セントラルパークの構成員として支出すべき費用は、指定管理者の負担とする。

⑵　経理処理

自主事業は、区分経理するものとする。

⑶　使用許可等

事業の実施に当たっては、都市公園法又は広島市公園条例に基づく設置管理許可又は行為許可の申請を行い、許可を得るとともに許可に伴い広島市が定める使用料を納付するものとする。なお、飲食施設等の収益施設に係る公園施設設置管理許可の使用料については２分の１に減免する。

⑷　留意事項

ア　指定管理者が設置する売店等の施設は、都市公園法第２条第２項で掲げる公園施設に該当する施設とすること。

イ　自主事業の実施に当たっては、提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱などを遵守すること。

ウ　障害者・高齢者・こども連れの方など、誰もが安心して快適に過ごせるものとなるよう配慮すること。

エ　自主事業の実施に必要となる組織体制（実施実績、提携予定先等）や人員体制（専門知識、経験、資格等）を整備すること。

オ　指定管理者が設置した売店等の収益施設について、指定管理者の指定期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、広島市の支持するところにより、その管理を行わなくなった施設等を現状に回復し返還しなければならない。ただし、原状回復を要しないことについて、広島市の承認を得たときはこの限りではない。

６　職員配置、研修等

⑴　管理運営職員

ア　中央公園の管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、職員を配置すること。

配置人員は２人を標準とする。

イ　公園の管理運営に係る業務の適切な遂行並びに総合的な把握及び調整を行うため、下記の職員を配置し、これらの職員のうち常時必要な人員を配置すること。なお、十分な実施体制が確保されると本市が認めた場合は、(ｱ)と(ｲ)の兼務を可とする。

(ｱ)　管理運営総括責任者（１名）

(ｲ)　管理責任者（維持管理業務・運営業務）（２名以上）

ウ　職員のうち、防火管理者１名を、管理運営職員又は指定管理者となる団体の管理監督者から選任すること。

⑵　プール施設の供用期間中の配置

プール施設の管理運営に当たっては、少なくとも１名以上の遊泳用プール衛生管理者を定め、業務に従事すること（衛生管理者は、平成１３年７月２４日付厚生労働省建工局長通知健発第７７４号及び平成１１年５月２５日改正厚生労働省生活衛生局企画課長通知衛企第２２号に基づくプール衛生管理者講習会を修了した者でなければならない。）。また、プール施設の供用期間中は、入園者の事故防止を図るため、十分な安全管理が可能な運営を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、職員を配置することとし、次のポストは最低限配置すること。

ア　救急看護

看護師を常時配置し、救急薬品等を備え、いつでも応急措置ができる体制とすること。

イ　監視

必要な監視員を配置し、入園者の事故等を未然に防止できる体制とすること。

(ｱ)　各プールにそれぞれ１ポストの主任監視員を配置すること。

(ｲ)　主任監視員は日本赤十字社水上安全法救助員資格を有すること。

ウ　救助訓練

監視員に対して、適宜救助方法等の訓練を行うことができる体制とすること。

エ　その他業務実施に当たり、法令等により資格を必要とする場合は、必要な有資格者を選任すること。

⑶　屋内遊び場等施設の配置

利用者の事故防止を図るため、十分な安全管理が可能な運営を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、職員を配置すること。

7　管理運営に関連して指定管理者が行う業務

⑴　事業計画書及び収支予算書の作成

指定管理者は、毎年度広島市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支予算書を提出し広島市の確認を得ること。

⑵　業務実施状況の報告

ア　指定管理者は、毎月の業務実施状況について報告書を作成し、本市に提出すること。

イ　指定管理者は、事業報告書に収支決算書を添えて、毎年度終了後速やかに本市に提出し、承認を得ること。

⑶　会計帳簿の作成

指定管理者の業務に係る収入及び支出の状況について、証拠書類に基づき、適正に会計帳簿に記帳するとともに、その保存年限は、次年度の４月１日から起算して会計帳簿については１０年間、証拠書類について５年間保存とすること。

また、これらの関係書類については、広島市が閲覧及び提出を求めた場合は、これに応じること。

⑷　利用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者は利用者のニーズを把握するためアンケート調査等を実施すること。

⑸　自己評価の実施

指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

⑹　本市が実施する業務への協力

指定管理者は、本市が実施する新たな施策、規定改正、調査、施設の現状変更等、指定管理者の協力が不可欠と認めて要請した場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

8　業務実施状況の確認・評価

⑴　モニタリング及び業務実施状況の評価

本市は、指定管理者から提出された業務実施状況に係る報告書の内容を踏まえ、指定期間中にモニタリングを行い、別紙２「指定管理者の業務実施状況の評価について」のとおり、業務実施状況を評価し、広島市議会に報告するとともに、本市ホームページ等により公表する。

⑵　業務の基準を満たしていない場合の措置

評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

⑶　業務実施状況の評価結果が低評価となった場合のペナルティ

指定期間の１年目から１８年目までの間に、別紙２「指定管理者の業務実施状況の評価について」に基づく業務実施状況の評価結果が２年連続して低評価（Ｃ又はＤ）となった場合は、次期指定管理者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する申請資格を与えないものとする。

9　調査・指示への対応

⑴　指定管理者は、広島市から求められたときは、施設、物品、各種帳簿の実地調査を受けなければならない。

⑵　指定管理者は、広島市からの指定管理者の業務又は経理について指示を受けたときは、それに従わなければならない。

10　協定の締結

本市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

11　その他

⑴　指定期間の前に行う業務

以下の業務を実施する。なお、これらに要する、指定管理者となる団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

ア　協定項目についての本市との協議

イ　配置する職員等の確保、職員研修

ウ　業務等に関する各種規程の作成、協議

エ　現行の指定管理者からの業務引継ぎ

⑵　業務委託等

管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書と併せて提出すること。

また、業務の委託等を行う際には、作業報告書の提出、履行確認及び検査不合格の措置等の事項について、契約書に明記すること。

なお、履行確認に当たっては、日々実施する業務（清掃等）については、実施者に日々の作業報告書を提出させ、指定管理者は実施日ごとに履行確認を行うこと。

⑶　保険への加入

指定管理者が加入しなければならない各種損害保険は以下のとおりである。なお、火災保険については本市が加入する。

名　　称	区　　分	契約内容(補償額)
施設管理者賠償責任保険	プール施設	○対人補償　1事故につき　限度額　5億円 1名につき　限度額　3億円 ○対物補償　1事故につき　限度額　5百万円
	プール施設以外	○対人補償　1事故につき　限度額　1億円 1名につき　限度額　2千万円 ○対物補償　1事故につき　限度額　1千万円

⑷　指定期間終了に当たっての引継業務

ア　指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに要する、指定管理者であった団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

イ　指定管理者は指定期間終了に当たり、広島市の立会いの下で、施設の性能及び機能を発揮できる状態を満足することについて広島市の確認を受けること。また、事業期間内に実施した施設の修繕・更新に関する書類を広島市に提出すること。指定期間終了前検査において、本維持管理業務仕様書等で提示した性能及び機能を発揮できない場合、経年劣化によらない著しい損傷等が確認された場合は、指定管理者に対し適切な修繕措置を講じるよう求める。その際、指定管理者は、速やかに修繕を実施し、結果について広島市に報告すること。

⑸　監査

本市監査委員等が本市の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

⑹　個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別紙３「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。

⑺　本市が推進する行政施策に係る取組（加点減点項目の取組）の推進

ア　申請時及び指定期間中の取組状況は、上記８⑴の広島市議会に報告する業務実施状況の評価に併せて公表する。

イ　指定管理者は、業務実施報告（月例報告）等により本市が推進する行政施策に係る取組状況（加点減点項目の取組状況）を報告し、申請時に提示した内容を原則下回らないようにするほか、指定期間中に計画等が満了するときは、再取得若しくは新たに計画を策定すること。

ウ　指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。申請時（申請日が属する年度の６月１日時点）に達成していない場合又は指定期間開始後に法定雇用障害者数が未達成となった場合は、障害者雇用計画書を作成して本市に提出するとともに、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

エ　障害者雇用計画書の終期までに法定雇用障害者数を達成できなかった場合は、理由及び今後の対応策を記載した次期の障害者雇用計画書（２年を限度とする。）を本市に提出し、承認を得ること。

オ　指定管理者がジョイント方式により構成された団体の場合は、代表団体がその他の構成団体に対し、本市が推進する行政施策に係る取組（加点減点項目の取組）を推進するよう働きかけること。また、指定管理者が中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等の場合は、事業協同組合等が本事業に参画する組合員等に対し、同取組を推進するよう働きかけること。なお、当該者に係る取組状況は、代表団体等と同様に市議会へ報告した上で公表するため、業務実施報告（月例報告）等により報告すること。

⑻　消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、本市に代わって公の施設の管理運営を行うことから、適格請求書等の交付が必要となる取引が想定される場合は、買手である課税事業者が仕入税額控除を受けることができるよう、適格請求書発行事業者の登録を受けるよう努めること。

⑼　命名権の導入

施設の名称について、命名権の取得者を公募し、呼称を定めることとしているため、指定管理者が各種広報等を行う際には、命名権により定められた呼称を使用するなど適切に対応すること。

なお、命名権の設定に伴う施設の名称看板の変更及び維持管理等に係る費用は、命名権取得者の負担とする。

別　表

減免基準に盛り込まなければならない項目

減　免　の　対　象	減　　免　　額
1　公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために公園を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
2　社会福祉施設に入所している者が引率されて有料公園施設を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
3　市の主催する行事に参加する者が有料公園施設を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
4　原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者が、当該原原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証を提示して有料公園施設を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
5　小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部における学校教育活動として当該児童又は生徒が有料公園施設を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
6　６５歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、有料公園施設を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の小人料金を超える額
7　社会福祉施設に入所している者の施設の行事の引率者として有料公園施設を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
8　小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部における学校教育活動として当該児童又は生徒の引率者が有料公園施設を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
9　市内の保育園児又は幼稚園児の引率者が保育園又は幼稚園の行事として有料公園施設を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
10　原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者の介添者として有料公園施設を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
11　６５歳以上の者の介添者として有料公園施設を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の小人料金を超える額

別紙１

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

１　目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第６条及び第７条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

２　定義

⑴　暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑵　暴力団員

法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑶　県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

⑷　暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。(実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。)

ア　その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ　暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ　暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ　情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ　情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

⑸　排除対象者

原則、前記⑴～⑷に該当するものをいう。(ただし、前記⑷の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。)

⑹　事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

⑺　暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3　暴力団排除の基本的な考え方

⑴　排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

⑵　排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

⑶　排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

⑷　排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア　事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

（ｱ）　事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記⑸参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

（ｲ）　その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ　法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ　排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ　その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

⑸　排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア　国及び地方公共団体

イ　特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ　国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ　農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ　電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ　町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク　その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

⑹　国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。（産業

廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等）

4　具体的な作業手順

⑴　関係規程等の整備

各所属において、前記３「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア　排除規程（規則、要綱等）の整備

(ｱ)　入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

○　事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例１－（１）】

次に掲げる者は○○としない。

1　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

2　広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者

3　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例１－（２）】

次に掲げる者は○○できない。

1　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

2　広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者

3　次のいずれかに該当する者

(1)　その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記２の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

(2)　暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者

(3)　暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4)　情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者

(5)　情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

○　許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例２】
次のいずれかに該当するときは○○する（しない）ことができる。
１　暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(ｲ)　契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

・　契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。

・　事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。

・　事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ　関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

(ｱ)　警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

・　申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。

・　申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。

・　法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。

・　警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】
○○を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

【留意点】
申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(ｲ)　事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック欄を設ける。

【記載例】
(チェック欄)
□　暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
□　暴力団の利益になる○○ではありません。

(ｳ)　誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ　警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2)　事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5　具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

⑴～⑸　（略）

⑹　公の施設の使用の許可等に係る事務

ア　排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1　暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

○　会議室を使用した襲名披露式、出所祝

○　会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）

○　ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2　暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

○　ホールを使用したコンサート

○　体育館を使用した格闘技大会

○　ロビーやギャラリーを使用した倒産品市

○　公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ　警察本部への確認の基準等

(ｱ)　確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(ｲ)　外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ　具体的な排除方法等

(ｱ)　申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

(ｲ)　許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ　申請窓口における周知等

(ｱ)　暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※　前記４「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

(ｲ)　暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7)　（略）

6　警察本部への照会等

（略）

7　広島県暴力団排除条例第１９条第３項の規定による公表について

（略）

8　収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するそれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9　その他

（略）

附　則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附　則

この事務処理方針は、平成３１年３月２０日から施行する。

附　則

この事務処理方針は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この事務処理方針は、令和４年４月１日から施行する。

（別添）（略）

別紙２

指定管理者の業務実施状況の評価について

１　評価の目的

指定管理者の業務が適正・的確に実施されているか、市民サービスの向上が図られているかどうかを検証し、指定管理者に対して必要な指導等を行うとともに、指定管理者の取組意欲を高めることを目的とする。

２　対象施設、実施時期、公表方法

指定管理者制度を導入している全ての施設を対象として、年度終了後速やかに市が評価を行う。評価結果は、９月議会（常任委員会）に報告するとともに、ホームページ等により市民に公表する。

３　評価方法等

⑴　指定管理者から提出された業務実施報告書、施設を利用する市民のアンケート調査等に基づき、以下の３項目について優れている順にｓ～ｄの評価を行う。

①　業務の実施状況（協定書で示された事項が遵守されているかどうか）

②　施設の利用状況（利用者数等の実績が市が定めた基準値と比較してどうか）

③　利用者の満足度（指定管理者のサービス内容等に満足している人及び満足していない人の割合がどうか）

なお、利用者数を把握するのが困難な施設、障害者施設のように基準値を設定し利用促進をすることがなじまない施設においては、①及び③の２項目で評価を行う。

⑵　これら３項目の評価を踏まえ、全体の評価としてＳ～Ｄの５段階評価を行う。

⑶　低評価（評価がＣ又はＤ）の施設については、指導等を行い、改善案の提示を求めることにより業務の改善を図る。

＜評価項目＞

項　　目	評価方法
（業務の実施状況）	
⑴　管理業務の実施状況	
ア　市民の平等利用の確保策の実施状況	○、×
イ　事業の実施状況	○、×
ウ　維持管理業務等の実施状況	○、×
⑵　指定管理料等の収支状況	○、×
⑶　その他	
ア　利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた管理運営の実施状況	○、×
イ　個人情報保護への対応状況	○、×
ウ　情報公開の実施状況	○、×
エ　緊急事態、不法行為等への対応状況	○、×
オ　苦情・要望への対応状況	○、×
カ　配置人員及び職員研修の実施状況等	○、×
キ　自己評価の実施状況	○、×
①　業務の実施状況	ｓ、ａ、ｂ、ｃ、ｄ
②　施設の利用状況	ｓ、ａ、ｂ、ｃ、ｄ
③　利用者の満足度	ｓ、ａ、ｂ、ｃ、ｄ

各項目ごとに協定書等で示された事項が遵守されている場合を○、されていない場合は×とする

下記の評価基準により評価

＋

＜評価基準＞

項　目	評価	基　　準	点数
①業務の実施状況	s	全ての項目が○の場合	４点
	a	一つの項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	２点
	b	複数の項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	０点
	c	一つの項目で×がつき、市の指導によっても、協定書で示された事項が遵守されていると認められない場合	▲２点
	d	複数の項目で×がつき、市の指導によっても、協定書で示された事項が遵守されていると認められない場合	▲４点
②施設の利用状況	s	利用者数の実績が基準値の１００％以上の場合	４点
	a	利用者数の実績が基準値の９５％以上１００％未満の場合	２点
	b	利用者数の実績が基準値の９０％以上９５％未満の場合	０点
	c	利用者数の実績が基準値の８５％以上９０％未満の場合	▲２点
	d	利用者数の実績が基準値の８５％未満の場合	▲４点
③利用者の満足度	s	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が８割以上の場合	４点
	a	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が７割以上８割未満の場合	２点
	b	いずれの項目にも該当しない場合	０点

	c	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が３割以上５割未満の場合	▲２点
	d	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が５割以上の場合	▲４点

※　基準値とは、施設の利用状況を評価するに当たり、選定時に本市が求める水準として示しているもの。

※　災害・施設改修など指定管理者の責めによらない事由により施設を休・閉館した場合においては、利用者数等の実績は休・閉館した日数を考慮して補正した数値とする。

＜評価＞

〔３項目で評価する場合〕

評　価	合計得点	備　　考
S（良好）	１２点	
A（おおむね良好）	８，１０点	
B（普通）	２，４，６点	
C（改善を要する）	▲４,▲２，０点	指導を行い、改善案の提示を求める。
D（抜本的な改善を要する）	▲６点以下	厳重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。

〔２項目で評価する場合〕

評　価	合計得点	備　　考
S（良好）	８点	
A（おおむね良好）	６点	
B（普通）	２，４点	
C（改善を要する）	▲２，０点	指導を行い、改善案の提示を求める。
D（抜本的な改善を要する）	▲４点以下	厳重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。

別紙３

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

（従事者の監督）

第３　乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

（取得の制限）

第４　乙は、本業務を行うために個人情報を取得するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外の利用及び提供の制限）

第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第６　乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（再委託等に当たっての留意事項）

第７　乙は、甲の承諾を得て本業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、本協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託等に係る連帯責任）

第８　乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託等の相手方に対する管理及び監督）

第９　乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（安全管理措置）

第１０　乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所以外での業務の禁止等）

第１１　乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第１２　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得

した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第１３　乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

（取扱状況の報告及び調査）

第１４　甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、本業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

（事故発生時における報告等）

第１５　乙は、本業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及び本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

（指定の取消し等）

第１６　甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（損害賠償）

第１７　本業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

（開示等の求めに応ずる義務）

第１８　乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。